

広島県告示第八百四十六号

令和四年広島県告示第四百十三号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）の一部を次のように変更する。

変更する制限区域の別図は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島港湾振興事務所において縦覧に供する。

令和八年七月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

変 更 後				変 更 前			
港 湾 名	地区名	施設名	制限区域	港 湾 名	地区名	施設名	制限区域
広島 港	出島地区 (略)	出島マイ ナス一四 メートル 岸壁・一 二メート ル岸壁 (略)	岸壁から沖合六 五メートルまで の範囲内の※別 図に示す水域 (略)	広島港 (略)	出島地区 (略)	出島マイ ナス一四 メートル 岸壁 (略)	岸壁から沖合 四五メートル までの範囲内 の※別図に示 す水域 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

※改正箇所…別図に示す水域を変更する。